

2022～2023年の異議申し立て手続きの変更について ([上院法案第188号](#)、2022年制定法第49章)

変更の理由

地域センターの利用者、家族、擁護者は、地域センターとの意見の不一致を解決するプロセスが難しく、分かりにくく、特に権威に疑問を唱えることが一般的でないか、文化的にタブーである場合には、威圧感があると述べています。彼らは、資格やサービスの決定に関する地域センターとの対立を解決するための安全な手段を求めてきました。さらに、多くの家族は、異議申し立て手続きにおいて彼らを代表する弁護士が、地域センターの弁護士に匹敵しないこと、地域センターの決定に異議を申し立てる時間的または経済的余裕がないことを述べています。

変更点

異議申し立て手続きに関する法律が[改正され](#)、手続きが利用しやすくなりました。最近の改正は2023年3月1日に施行されました。改正には以下が含まれます。

- 個別プログラム計画 (Individual Program Plan : IPP) チームと地域センターの意思決定者は、サービスのニーズ、サービスを受ける上での問題点、その他の留意点を考慮する。
- 利用者地域センターが合意しない場合、通知書 (Notice of Action : NOA) が送付される。合意とは、IPPやサービス一覧など、意見の不一致を含むものに利用者が署名したことを意味する。利用者の合意があったと地域センターが判断した場合、その旨を記した「誠意書 (Good Faith Belief Letter)」が送付される。
- 発達障害サービス局 (DDS) は、異議申し立て手続きに関する情報を提供し、手続きに関するフォームやデータを表示する[ウェブサイト](#)を新たに作成した。ウェブサイトに掲載された新しい情報パッケージでは、手続き全体の流れ、手続きの各段階の手順、助けを求める方法などを説明している。
- DDSは、オンラインで記入できる異議申し立て手続き用のフォームを新たに作成した。新しい異議申し立て要請フォームでは、非公式な面談、調停、審議のいずれの形式を希望するかを選択できる。希望の形式は後で変更することもできる。

- 異議申し立ての要請は、決定を下した地域センターに送られる前にDDSに送られる。
- 地域センターの決定に対する異議申し立ての期限は、30日から60日に変更された。
- 地域センターは、非公式な面談、調停委員会、審議において、利用者自身が弁護士であるか、弁護士同伴でない限り、弁護士を同席させることはできない。
- 利用者による1回目の審議の延期要請は承認される。
- 地域センターは、講じる措置について、利用者に表明するものとする。表明には、決定の理由、法律、関連する文書を含めるものとする。
- 異議申し立てに関連する専門家の評価や報告書がある場合は、地域センターに提出する必要がある。また、利用者とともに審議で発言する人物の一覧も提出する必要がある。
- 審議官は、審議の場で利用者が安心して情報を共有し、すべての事実関係を明らかにできるよう、配慮する必要がある。
- DDSは今後、特定のトピックについて最終審決を行う。
- 審決に法的、事実に、事務的な誤りがあったと思われる場合は、15日以内に再審を求めることができる。
- 地域センターは、審決または訂正審決から30暦日以内に、最終審決を実行するものとする。実行されない場合は、DDSに助けを求めることができる。
- 行政審議室 (Office of Administrative Hearings) は、審議手続きの改善を推奨するための諮問委員会を設置した。

現状

DDSは、自己擁護者や家族にとって異議申し立ての手続きが利用しやすくなるよう、努力を続けています。ご意見・ご感想、その他の変更点のご提案は、appealsinput@dds.ca.govまでお寄せください。